

平成 20 年 7 月 25 日
経済基本構造統計課

平成21年経済センサス 基礎調査第2次試験調査における 「4 事業所の事業の種類・業態」欄に関する意見等（暫定版）

平成20年7月1日を調査日として実施している平成21年経済センサス 基礎調査第2次試験調査において、現時点での「4 事業所の事業の種類・業態」欄に関する調査客体、実施都道府県及び市区（47都道府県51市区）からの意見等は以下のとおりである。

1 調査客体からの質問・意見

- ・ 1年間に従事した延べ人数を把握していないので、従事者数での記入は困難
- ・ 従事している人数では、どう記入してよいかわからない
- ・ 本社においては、従事している人数の多さで事業の内容を記入するのは困難であり、支所等については、従事している人数を把握していない場合が多いので、さらに記入は困難
- ・ 1人で複数の事業を行っている場合は、従事している人数を記入できない
- ・ 「(2)主な事業の内容」と「(3)生産品 取扱い商品又は営業種目」の判断する基準が異なっているので調査票の記入の際に混乱する
- ・ 従事している人数が多い事業となると、主業のかたわら行っている事業を記入することになるが、これについては違和感がある
- ・ 複数の事業を行っている場合、売上高は大きいに従事している人数が少ない事業について「主な事業」としなくてよいか疑問

2 実施都道府県及び市区からの意見

- ・ 「(2)主な事業の内容」と「(3)生産品 取扱い商品又は営業種目」の定義が異なっているため、記入者が混乱する
- ・ 基準を変更したことを調査員が調査客体にきちんと説明できないと理解してもらうのは難しい（調査員にそこまで説明させることは難しい）
- ・ こちらから「従事している人数が最も多い事業について」という条件を指示しない方が実情にあうのではないか
- ・ 研究開発を行う企業では、従事者数で見ると研究部門が多く、一方、売上高で見ると製造部門が多いが、このような企業は製造業から抜け落ちてしまうのではないか